

招集期日 平成22年9月15日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎5階第1委員会室

開 会 9月15日(水曜日)午後 2時00分

閉 会 9月15日(水曜日)午後 3時30分

出席委員	委員長	金子俊雄	副委員長	山本秀和
	委員	石田芳夫	委員	安道佳子
	委員	向口文恵	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	齋藤國男
	委員	野口哲次		

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	企画部長	企画部次長
	企画課長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 沼井俊明

△ 開会及び開議の宣告（午後 2時00分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより基地対策特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

それでは、お手元に配付いたしました協議事項によりまして議事を進めさせていただきます。

本日は、まず執行部からの資料提出がありますので、説明をお願いをいたします。

企画課長 それでは、資料説明をさせていただきます。

本日お手元に配付をしたものは2点でございます。資料27、それを補完する資料、さらに28ということでございます。これは、前回の基地対策特別委員会で課題として委員の皆様方からいただいたもののうちの2点ということになります。前回の特別委員会では、5点ほど課題として提起されております。1つが、きょう資料としてお出ししております横田飛行場周辺の航空機騒音関係のもの、それから横田基地へ着陸する際の狭山丘陵上空での旋回がわかる内容のもの、それから3点目が、横田基地に隣接する瑞穂町の町議会などが行った横田基地の見学状況、それから4点目が、住宅防音工事区域、これは入間基地、それから横田基地も同様でございますが、70W値区域図の提供、それから5点目が留保

地の処分価格の試算ということであります。

この中で、一番最初に申し上げた横田飛行場周辺のものが資料27ということですが、これからまず説明をさせていただきます。

委員長 座ってやってください。

企画課長 はい。よろしいですか。

この資料27につきましては、滑走路との位置関係を中心に作成をさせていただきました。横田飛行場の周辺北側には、これを入間市分まで含めると、8カ所の測定施設が設置されていると。これの内訳でございますけれども、防衛省の北関東防衛局で設置してあるものが4カ所、番号で申し上げますと、1番、5番、6番、7番。それから、東京都が独自に設置しているものが1カ所、これが番号で申し上げますと3番。瑞穂町の独自の測定箇所が2カ所、これが2番、4番。そして、これは入間市分になりますが、埼玉県で1カ所ということで8番、金子小学校ということになっております。

これは、横田飛行場からの赤いラインで示してあるものが、ほぼこれが飛行機の航路になると思われる線でございます。このような状況で今配置をされているということであります。

これに基づいて騒音の状況を整理したものが、その次に表として示してあるもので、左側のナンバーがそれぞれの測定箇所の番号と一致する形になっています。年間平均それぞれの各月の状況としては、上段に平均W値、いわゆるうるささ指数、下段が平均の騒音発生回数ということで示してあり、一番右側には年間平均

という形で整理されています。

やはりここから読み取れることは、当然のことではありますが、滑走路から離れていく測定地については、やはり数値が下がっているということが読み取れるということでございます。

それから、資料28でございます。これはやはり前回の特別委員会で話題として上がった留保地をもし取得する場合にはどのくらいの費用がかかるのであろうかということで、前回、おおむね300億円という数字が平成15年度に試算をされたものとして出されました。今回、このことに関して試算をさせていただきました。これは、先ほど申し上げましたように、平成15年当時、ジョンソン基地跡地利用計画審議会の中問答申で示された計画の概要図と一致させておりますので、それとの比較ということで出してあります。現時点での比較は、22年7月1日時点の固定資産税鑑定評価額から試算した額として出したもので、やはり市街地宅地評価法という方式で市街地を宅地として見た場合にどのぐらいになるかという試算の仕方でありまして、15年当時は293億円、約300億円に対しまして今回の試算では241億円、約250億円というふうになっております。

内訳は、そちらにも示しましたとおり、今回の試算では、入間市側留保地が122億円、それから東町側が119億円、それぞれ下落率は、入間市側が10.3パーセント、それから東町側が下落率24パーセントという状況になっております。

資料説明は以上ですが、先ほど冒頭申し上げました5点のうち

の3点については、口頭で報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 資料ではなくですか。

企画課長 はい、申しわけございませんが。

委員長 はい。

企画課長 まず、1点目は、横田基地の飛行機が着陸する際の狭山丘陵上空の旋回状況がわかる図面がとれないだろうかという課題提起がありました。これに関しては、結論から申し上げますと、北関東防衛局を経由して横田基地の広報部に照会をしたところ、米軍の運用の内容であるために回答は控えたいとのことでした。

それから、2点目が瑞穂町の町議会などが行っている横田基地の見学コースのことですが、これにつきましては、瑞穂町の基地対策担当は企画総務部の秘書広報課でございまして、こちらのほうに確認をしましたところ、過去に平成20年に1度行っているということです。これは前回説明を申し上げましたが、従来の見学コースと同様のコースで、基地広報部の概況説明に加えて基地の外周をバスで見学するという内容のものを行ったということになります。

それから、もう一点が住宅防音工事区域の70W値の区域図についてであります。これも北関東防衛局のほうへの照会によりますと、航空機騒音に係る環境基準、この趣旨を踏まえて75W以上の区域で住宅防音工事を実施していると。このことから、それ以下

の区域図はつくっていないと、そういった回答でございました。

以上、資料説明としては2点ほど、口頭で申しわけございませんが、3点ほど前回の委員会の課題としての資料提供とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

石田委員 口頭の説明のほうで住宅防音の関係で70Wの区域はつくっていないと言うのですけれども、民間の飛行場はつくっているのではないかと思うのですけれども、その点は。横田に関してはどうか分からないけれども、どうなのでしょう。調べたことないかな。

企画課長 現時点では調べておりませんので、情報は持っておりません。

石田委員 もしできたら、次回で結構ですから、聞くだけ。民間の飛行場、成田だとか、羽田とか、そういうところはどうなっているのか、ちょっと調べておいていただけますか。

企画課長 はい、了解いたしました。

委員長 では、その点は大丈夫ですか。

ほかにございますか。

堤委員 資料27の表の見方ですけれども、下段の騒音発生回数の月平均というのは、これは例えば4月に、8の地点であれば18.8回というのは、月平均というのはどういうことですか。

企画課副主幹 こちらの表の8番、金子小学校、4月のところの18.8回、

こちらは埼玉県が設置している基準ですけれども、こちらの基準につきましては、67デシベル以上の音が5秒以上発生したものを1回としてカウントしているとのことでございます。それによって、月平均が18.8ということであります。

堤委員 その月平均という表現が、要するに4月に18.8回あったと、こういうこと。

企画課副主幹 1日当たり何回というカウントがされるかと思うのですけれども、その月30日で乗じた数字が18.8回という形になります。

〔「1日平均」と言う人あり〕

堤委員 これを30倍すると1カ月の回数ということ。

企画課副主幹 おっしゃるとおり、月の1日平均の数字が18.8回ということになります。

委員長 30日掛ければいいわけだね。それが67デシベル以上のものということ。

ほかにありますか。

野口委員 この直線上のところ、金子公民館、金子小学校あたりというか、これは防音工事の範囲内なのですか、防衛省から補償が出る。

企画課副主幹 こちらの7番、8番のところにつきましては、両方とも入間市に入っております。そちらにつきましては、防衛省の住宅防音の助成の区域になってございます。

野口委員 その区域の条件というのは、どういう基準以上だったら、何回以上だったらというような基準あるのですか。

企画課副主幹 北関東防衛局のほうで住宅防音工事の対象区域というのが

示されてございまして、こちらの金子小学校、金子公民館のところは、75Wの対象区域ということになってございます。それと、もう少し基地のほうに近くなっているところにつきましては80Wというような区域で、だんだん基地に近づいていくことによって数字が大きくなっている区域が指定をされてございます。

野口委員 この狭山台というか、こちら辺の飛行ルートわからないと言うのだけれども、これはかろうとしたら、県に協力を求めるなりして簡単にはかれるのですか。そのはかり方というか、結構機材とか高いのですかね。

企画課副主幹 測定につきましては、固定型の設置測定器で計測をしておりますけれども、簡単なハンディターミナルの測定器もございまして。これは市の環境課のほうにもございますので、そういったものでも測定することは可能かと思えます。

齋藤委員 今お話しあった簡単な測定器というのは、手か何かでかざして。野球のスピードガンではないけれども、我々も借りることのできるのですか。

企画部次長 以前公害の担当で騒音計扱っていましたのでお答えしますが、通常この先に棒が出ていて、ここへ持ってくれば、議員さんの声がこういうふうに振れるような。大きき的にはこのぐらいで、先にこういう騒音計ですから。

齋藤委員 そうしますと、うちなんかの上のたまたまこっち側に飛んできたものがすごい音。そういうのはかれてしまう。

企画部次長 はかれますけれども、問題なのは、いつ飛行機が飛んでくる



かわからないわけですね。

齋藤委員 そうですね。ああ、そうか。でも、入間基地では、飛ぶ日には大体決まっている。

企画部次長 ですから、私も30年ぐらい前、金子の畑の決められたところで1日朝から騒音計持って粘っていて、埼玉県が一番最初に航空機騒音の環境設定というのをしてなくて、30年ぐらい前、議会でありまして、緊急的にはやろうって、入間市の職員と県の職員で畑の真ん中の場所で何時何分、当時は騒音計も簡単だったので、レコーダー持っていきまして、何月何日何時、朝から夕方までずっと待っていたと。それで当時はやったのですけれども、今は非常に高精度の騒音計、何百万円とするのですけれども、それを置いておけば、飛行機が来たな、何ホンですというのを全部集計してコンピュータ上でリストで見られるというような形になっていますので、はかるのであれば、そういった自動測定器。当時で恐らく300万円ぐらい、今もう数百万円しますけれども、精度のすごいいいのができていますけれども、そういうものがこの黒い点のところには設置されていると。

齋藤委員 そうしますと、今これは横田基地ですけれども、入間基地のほうのそれもやっぱりされている。

企画部次長 測定している定点測定というところには、どの程度の機械が置いてあるかわかりませんが、自動測定器と言われる、飛行機が来たら自動的に測定を開始する測定器がついていると思います。

齋藤委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

委員長 ないようですので、次に進みたいと思います。

次に、2といたしまして、今後の基地対策特別委員会の運営についてを議題といたします。

前回の委員会では、入間市駅前の留保地につきましては時間をかけて検討し、その中で要望が必要となった段階で要望活動をしていくこととなりました。また、騒音問題については、さまざまな実態調査等をして、これをもとに検討していくということになりました。

ただいま執行部から資料の提出がありましたが、本日は、引き続きこの2点についてご協議をお願いします。3月定例会に向けて委員会の報告書を具体的にまとめる必要がありますので、結論に結びつくようなご検討をお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、留保地の関係についてご協議をお願いします。

石田委員 質問も兼ねてなのですが、今回出された資料で見ますと、前回136億円というのが今度122億円になっていますね、7.6ヘクタールで。この中で払い下げで道路分は無償という形になりますね。これは全部道路だとか何か抜いて全部宅地と見て122億円という単価だと思うので、その道路分を抜いて、そのほかに例えば公園緑地でやるところは3分の1の時価の売り払いということに

なると、40億円いかない金額で何とかあそこのところを市のものに買うことができるのではないかなというふうに解釈してよろしいのですか。

企画課長 ご指摘のとおり、道路分は無償ということになります。ただ、ゾーンを、15年当時の出し方が、商業とか、誘導地とか、いろいろ分かれておりまして、公園というふうに設定していないものですから、明確にはその辺は申し上げられないというところであります。

石田委員 そうすると、実際には、例えばこれは商業地だとか、住宅地だとかという形の前回の利用計画の中に沿った金額であって、今回例えばこれが全部公園だということになると、もっと単価下がるわけですね、全体の単価そのものが。122億円ではなくてもっと低い単価になるというふうに考えてよろしいのですか。

企画部長 ただいまの石田委員さんのご質疑、例えばこれ全部公園にしてしまえばうんと安くなるだろうと、こういうご趣旨かと思えます。我々といたしましては、これ平成15年当時に中間答申をいただいて、当時の基地対策委員会からいただいて、そのときのゾーンの分類をもとにして、それは20年でしたか、国のほうにもそれをもとにして提示をしているわけです。ですから、全く全部公園にしたらどうだとか、そういう議論というか協議は全くしていないわけなので、その今の石田委員さんのご質疑の部分については加味してません。平成15年当時のゾーンのままで調整しています。

以上でございます。

石田委員 ですから、当時だと、商業地域だとかいろんなゾーンを決めたわけですね。それで決めたところよりも、全部公園なら公園というゾーンにしたほうが、全体の単価は下がると思うのです。その下がったものの3分の1で購入可能だというふうに解釈してよろしいのでしょうかということなのです。

企画部長 そのお話だけでしたら、端的に申し上げてそのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

石田委員 はい。

齋藤委員 今のお話ですと、そうしますと、こちらのほうに市街地宅地評価法により宅地として評価、ゾーンごとのって書いてありますね。ということは、今のあくまでも公園緑地という発想ではないということですよ。

企画部長 ただいまご提示を申し上げている部分については、先ほど企画課長から申し上げたとおりで積算しておりますので、今の齋藤委員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

野口委員 基本的な問題で、商業地とか、住宅地とか設定した部分で、後で民間に売り払うということは予定した計画なのですか。後で民間に売り払うというそういうことは前提になっていませんでした。

企画課長 後でそれを売るというふうには想定しておりませんで、すべて取得した場合にという想定で試算しております。

野口委員 財務省からの買い取りの条件として、売ってはいけないということはないわけですね。つまり、住宅地として販売したり、もしくは商業地というか、そういう可能性はあるわけですか。

企画課副主幹 今回お示しした額につきましては、市が取得したというところの前提になってございますが、これが市が取得しないで売却をするということもこれも可能かと。

〔「市が転売」と言う人あり〕

企画課副主幹 市が転売をするということもそれも可能かと思えます。ですけれども、最終的に計画の段階でこの部分については最初から国の利用をするというようなところも可能かと思えますけれども。

企画部長 もうちょっと今のところをご説明申し上げますと、入間市が公的に国に対して利用の案を提示する段階が仮に来るとしますと、その時点で、例えば100パーセント入間市が全部買いますという方法が1つです。半分は国で自由にしてくださいと、半分だけ入間市が買いますと、こういう方法もありなわけなのです。国にしてみれば、入間市に対して早くそういう案をつくれよと、平たく申し上げますと。今はそういう段階なわけなのです。

入間市といたしましては、中間答申を受けてのゾーン計画は確かにつくってありますが、裏づけとなる財源がまず確保できないという大きなものがあります、先々の分です。それで、中間答申以後の具体のゾーンの計画というのは、正直着手が今できない状態であるわけなのです。今後の財政状況を見ながら、後期5カ年の

中でそういったことももう少し具体的に考えていきましょうというスタンスで今はとまっているわけなのです。

ですから、今野口委員さんおっしゃるように、では半分は国に好きにやってくださいというような言い方も入間市として提案をすればできるわけです。

以上です。

齋藤委員 そうしますと、優先順位としては、国のほうは、では民間で、ここがいいから、民間の資力で買ってしまおうという優先順位。必ず入間市が一番最初ですよというそういう保証はないのですか。ある。

企画部長 考え方として、地元がまずどうするかという身の振り方をはっきりするのがまず第1です。というのは、市街化区域に編入をしなくてはならないわけです、確実に利用するときには、それは入間市ですから。そういったところがまずあるわけです。前段としてはそういったことです。

以上です。

委員長 そうしますと、今の話を確認しますと、中間答申が出ていますけれども、違う答申もというか、中間というか、何というのですか、出し方を変えても可能という意味ですか。

企画部長 それは可能です。ただ、平成20年に、表現は悪いですが、とりあえずのイメージとして国には出していますから、現段階ではそれがもとになっているわけですから、最終的にもっとこういう方法でということは可能です。

ただ、いずれにいたしましても、その辺は財源を十分に検討していけないとということと、国は早く出せとは言うておりますけれども、その辺は余り、内輪話ですが、余り急がなくてもというのも考えは持っております。

以上です。

委員長　今の余り早くということは、早ければ早いほど値段が下がらないのではないの。たてばたつほど値段下がってしまうのではないですか。そんなことはないですか。

企画部長　一番大きな問題としては、やはり長期的な財源をどうやって安定的に確保できるかというところだと思っております。それには、入間市として本当にこういう利用でいいのかというのをそれぞれのご確認をいただいて、それで動かないと、どうしても絵はできますけれどもその先が大きなネックかなと、こんなような考え方は持っております。

以上です。

野口委員　ここで問題なのは、馬頭坂と入間市駅との道、あれが有効というか効果があるので、早くしたいということで全員一致で今話し合っているので、国との関係であの道路をつくる用地を確保するのに、今言ったように3分の1でいいのか、もしくは全部買い取ってまた転売するのを含めて、要するに入間市の費用負担が最終的に少なくするというか、かつどのくらいだったら費用負担。30億円、40億円だったら起債できるとか、そういうシミュレーションして、道路をつくるときにはどうしたらいいかということ

もう一回計画をつくり直したほうがいいと思うのですが、あの土地をいかに有効活用するかというのはもうちょっと後にして。

企画部長 今、野口委員さんのご提言の道路をつくるのだけ早くしたらどうだというご意見……。

野口委員 どういうことが必要かというね。

企画部長 はい。で、国といたしましては、駅前なら駅前の留保地を全体像をプランニングしてからでないと、では道だけ先に出しますよ、公園だけ先にいいですよということはないわけなのです。

野口委員 半分でもいいと言った。

企画部長 それは全体像を明確にした段階です。そうすれば、半分は入間市はこう使いますと、あと残りの半分は国が使ってくださいということで全体像を提示すれば、それはそれで話が進むわけなのです。そんな考え方です。

以上です。

堤委員 これは、例えば国が処分する前提条件として、仮に入間市がでは買いましょうと言った場合のお金やりとりというのは、例えば債務負担でいいのか、それとも一括で買えと言っているのか、その条件というのはどういう条件。

企画部長 最新の部分は、正直調整は確認はしてありませんが、平成15年当時の中間答申当時の国のシステムですと、10年で返済しろということ。私どもといたしましては、それを例えば30年とかに延ばしてくれないかという要望も当時から申し上げてあります



が、それは現段階では受け入れてもらってありません。

以上です。

石田委員 例えば、国から借りるのも1つの方法かもしれないのですけれども、市中銀行から借りるというのも1つの方法でしょう、現在の方法としては。そういった中で、例えば埼玉りそなは、市の銀行で入っているわけだから、そういうところに、わからないけれども、さっきの120億円の3分の1で40億円ぐらいの金を借りて、それを10年なら10年で返済していくということも可能なのでしょうか。

企画部長 今は起債の認可ですけれども、そういった方法は可能だとは思いますが。ただ、いずれにいたしましても、全体像を具体的に裏づけをとらないと動きにくいのは事実です。

以上です。

石田委員 さっきちょっと私言ったのは、例えば全体を公園でやるというの一番安く済むのではないかと、公園と道路だけにすると。最悪そのほかでつくる余裕があって商業施設ができるようだったら商業施設入れてもいいけれども、とりあえず一番安い単価で何とか計算してみて、その方向で持って行ってやって具体化するためにはそういった方法がとれるのではないか。これ指定のときに、前ので言えば、Cゾーンがにぎわいゾーンで駅前広場の拡張になっていますね。それ以外のところは道路と公園だというようなところでいって、そういった計画をつくればそれで国さえオーケーになればいいわけでしょう。

企画部長 考え方としてはそのとおりでございますけれども、それは国との調整の中だと思います。

以上です。

石田委員 最悪の場合、中間の出した案がありますね。これでA、B、Cで3つのゾーンになっていて、Cがさっき言った駅前広場の拡張で、Aに関しては、例えば公園等都市施設、コンベンションセンター等文化施設、子育て支援、こう書いてあるのだけれども、これを例えばAの施設は全部公園にしてしまうと。それで、Bに関しては国のほうへ任せても何でもいいけれども、こういった施設をつくと、これに沿った形も可能だということなのでしょう。そういった場合に、ある程度公園でやった場合の払い下げの単価とかそういうのも大体出てくれば、かなり現実的に話是可以するのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

企画部長 方法の1つとしては、今の石田委員さんのおっしゃっている部分も可能かと思います。いずれにしても、そのあたり今後調整の、国のほうも情報のやりとりを私どもいたしておりますので、そういった中で国がどう示すかという部分だと思います。

以上です。

小島委員 今明確にしなくてはいけないということのお話があったのですけれども、例えば先ほども病院の施設ができたときに家族だとかそういうものの官舎的なものを近くに建てるとか、いわば防衛省のほうに当たってその半分を買い上げてもらって官舎にするとかという発想だとか、あと横田基地のほうに府中の指令部が移ると

いうことは確定していますから、その官舎をこっちへ勧誘してくるような発想ができるかどうか。そういうのを防衛省と当たるということではできるのでしょうか。

企画部長 ただいまの小島委員さんの部分でございますが、主に東町側になろうかと思えます、考え方といたしましては。防衛省も、これは理論上の話ですが、国の財産を防衛省が買い受けるような形になろうかと思えます、今のルールですと。そういった中で、今の小島委員さんのおっしゃる部分も、具体にもし動くとなれば、調整の余地はあるのかなとは思えます。

以上です。

山本委員 ファイナンスの関係の話がここのところ出ていたのですけれども、その関係で言って、入間市側の留保地、駅側の留保地ですね。その部分を商業地域主体という利用構想になっていますね。P F Iとかファイナンスの方法いろいろあると思うのですけれども、例えば商業ビルを建てるとかということであれば、P F Iの手法使うとかいったことも。これまず使えるのでしたよね。

企画部長 全く今の副委員長さんのおっしゃるとおり、手法の1つとしては可能です。

以上です。

山本委員 東町側は公園緑地主体でしたから、そちらP F Iは無理だと思えるのですけれども、市駅の側だったら民間の活力を使って市の負担を下げるという方法も使い方次第であるかなと。全域ではないのですけれども、あるのかなというふうに思いました。

それとあと、東町側の土地の経緯をちょっと確認させていただきたいのですけれども、あの土地、たしか開拓した人たちの土地、結構軍が徴用というか、かなり強引に持っていったままになっている土地でしたよね。

企画部長 陸軍が航空士官学校をつくった当時の時代にさかのぼるのかなと思いますけれども、その当時、あそこに基地ができて、今の航空自衛隊になったときに、あそこ3分割で留保地として今の形に残っていると、こういった経過はあります。

以上です。

山本委員 たしか20年の土地利用計画書の中にもその辺の言及があったと思うのですけれども、これ要するに住民感情問題なのですから、特にまだそういう軍隊に土地を取られたみたいな部分、高値で買ったとかという話もあるようですけれども、軍が土地を持っていたという部分について、その当時おられた方というのはいらっしゃるわけですよね、昭和十二、三年ごろの話だと思いますけれども。その辺を考慮して公園等の敷地でみだりに売却したりはしない方針であるというような趣旨のことがたしか言及があったように思うのですけれども、この部分の方針については変わっていないということで理解してよろしいのですか。

企画部長 当時、今副委員長さんおっしゃったように、そのときの考え方はそのまま持っております。私どもの親の世代がまだ大勢残っていらっしゃいますので、そういった方はそういう感情は多かれ少なかれお持ちかと思えます。

以上です。

山本委員　ということであると、土地利用というか、買い取るという部分ですよね、土地の利用をどうするかという部分の中でも、東町の土地の使い方というのはかなり限定されてくる。売却して家建ててしまうとか、また今度は合衆国の軍隊になるのかどうかわかりませんが、また軍用地になってしまうみたいな部分についてはかなり慎重に考える必要があるのかなというふうにも印象持ったのですけれども、その辺はどう解釈されておられるか、ご見解を。

企画部長　東町側の留保地、15年当時、中間答申でまとめさせていただいたときの経緯というか思いは、少なからず今の自衛隊の基地は今後も残っていくだろうと。そして、今副委員長さんがおっしゃられた住民感情の部分もあるだろうと。そういったところから、市街地と基地とをある意味距離を遮断するような意味合いも含めて公園あるいは緩衝緑地、そういった形である部分は目指したらいいのではないかと、こういったことで東町側はまとめた経緯があります。

以上です。

山本委員　その点は確認をさせていただきました。

あと、東町側のことをお伺いしたいのですけれども、冒頭、市長から病院の話が出ました。全部で28.4ヘクタールあって、そのうちの線路側の13.2ヘクタールは緩衝緑地で残そうという話ですよ。病院がどのぐらい持ってってしまうのですか。前に話

があったような気もするのですけれども。なかったですかね。

企画部長 そのどの位置に病院をどうつくるかという形は、話では私ども  
伺っていますが、具体的にこの場所ということまでは情報は得てお  
りません。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

堤委員 どういう利用方法にしても、要するに購入するというのが前提  
で動かなければいけないわけでありまして、例えば現在の鑑定評  
価で241億円ということになると、例えば10年だと元本が年間24億  
円ということになりますね。これが30年だったら年間8億円とい  
う。これは元本だけですけれども。こういうことを考えると、例  
えば入間市がこれだったら買えるよという。これから先どういう  
財政状況になるかわかりませんが、どのくらいだったら。  
例えば、5億円が限度ですとか。

企画部長 大変難しいご質問でございますが、ここで水道事業会計から、  
ご案内のとおり、12億円を借りて3億円ずつ4年で返そうとして  
いるわけです。おかげさまで1年早く返し始められるわけござ  
いますが。正直これの3億円を生み出すのもかなり骨が折れるわ  
けなのです。それは4年間ですからまだ見込みがつくわけな  
のです。ですから、後期5カ年の中でこの話は具体的にどう動くかとい  
う調整をさせていただく段取りではありますけれども、もっと具  
体的な話になったときには、財政計画をつくらなくてはならない。  
そのときに、見込みにもよると思いますが、今申し上げられるの

は、毎年水道に3億円を返すのでも正直目いっぱい状況でございます。これは同じように事業展開をしていった中での話でございますけれども。

以上です。

野口委員 ですから、入間市駅側の留保地の利用計画を見直して、ここはいわゆるAゾーンというところに公共施設を考えているではないですか。これは無理だとわかっているではないですか。土地を買った上に公共施設をつくらうということはもう無理なのです。ですから、公園にするか、買って転売するか、もしか転売するまでもなくPFIとかそういった民間との共同開発するか、何らかの形で負担を少なくしないといけないわけで、これは見直さないと。これAゾーン自体はもう無理だと思うので、半分だけ利用して、あと半分は国に使ってくださいみたいなことは言えるのかどうか含めて、もう一回練り直すことから始まらないといけない。この計画では、いつまでたってもだめですよ。それをやるには、やっぱりもう一回審議会とか開いてやるしかないわけ。これは審議会でしたかね。そちらのプラン。

企画部長 これは基地対策審議会の中間答申をいただいた。

野口委員 いや、違う違う、この利用計画。

企画部長 それは執行部独自の。

野口委員 執行部独自の。

企画部長 はい。

野口委員 そうすると、まだマスタープランみたいに権威づけされたもの

ではないわけですね。ただ、国に出しているから、出しているということがあるわけですね。

企画部長 はい。改めて申し上げますと、平成15年当時に、当時の基地対策審議会から中間答申をいただいたものをベースにして執行部が平成20年に国に提示したものが、今お手元にある資料です。

野口委員 いつまでたってもこれではだめで、作り直すいい機会ではないかと。それだけです。

委員長 時間も結構経過してきましたので、今後どのような方向で行くか、皆さん何か具体的な話あります。

石田委員 いずれにしろ、東町も含めた両方の留保地というのは、現実的には難しいから、とにかく駅側のほうの留保地に限ってやっていくという中で、1つ、私も、15年のときに出したこの案に沿った形で。例えば、Bゾーンについては商業や何かの地、これについては国へそっくり任せるなら任せると。残りは、Aのところは、公園等の都市施設コンベンションセンター、そういった計画を全部これを公園にしてしまうと。公園と道路だけ買って、あとは駅前を拡張するというぐらいにした場合にどのくらいの予算が必要になるのか。あるいは思い切って全部公園にしてしまっ、公園と道路だけにすることで都市計画決定してしまえば、いいわけでしょう、本当は。そうすればそうなってしまうわけですね。だから、そうすればどのくらいになるのか、その辺の具体的な金額を出してもらえば、ある程度現実的に可能かどうかという話になっていくのかなという感じするのです。市が間に入って商業地域



なんというのをまたそれを転売してもうけるというのは、これは恐らく許されないと思うのです、国のほうだって。それだったら最初からもうけるという話になるから、それはちょっと考えないで、あくまでそういった純粹に利用するだけと、永久にこのまま利用しますからということで国に交渉していくことになると思うのです。そういった形で計算してもらえば、ある程度具体的な金額も出て、それが可能かどうか出てくるのではないかな。

向口委員 今の石田委員さんの考えに基本的に私も賛成なのですけれども、だから、そのプランを、どういうプランを考えられるのかというのを……

〔「あるじゃない」と言う人あり〕

向口委員 あるのですけれども、これを見直すとして、今おっしゃられたプランもそうなのですけれども、また皆さんの意見を吸い上げて、幾つか。例えば、3つなら3つ、2つとか挙げていただいて、それに対してではどのぐらいの予算が要るのかということをお次回なりにご提示してもらえれば、出していただけるとわかるのですけれども。

委員長 今のようなものは可能ですか。何か1つの案を3案ぐらいつくるという意味。

企画部長 話としては確かにできるとは思いますが、それが実効性が全くとれないわけですね、その段階ですと。と申しますのは、入間市としての意思決定が何らされてない状況で、どこまでそういうことができるのかどうか。きょうお示しした、先ほど課長のほうか

ら申し上げました単価、それは固定資産の評価の単価で、ですからそれほど違ってはいないと思いますが、実効性がどこまであるのかというのはまた別の問題になります。

ですから、今おっしゃられていることが絵をかくのはいろんなパターンが書けるとは思いますけれども、実効性がどこまであるのかなというのは疑問を私は持っています。

以上です。

向口委員 済みません。今いろんな意見が出て、何となく方向性が少しずつ見えてきているような気がするのです。ですから、それを最終的にこちら側ではどういうプランが実効性として一番近いのかなというところをある程度決めて、それでご提示していただければどうかなと思うのですけれども。

基本は、先ほど石田委員が言われたような筋がいいのかなというふうに思うのです。ただ、そのときに、もうちょっと具体的な、もうちょっと違う意見がもしかしたらほかの方であるかもしれませんし、あればそういうものをもとに、例えばそこをこういうふうに違うような形でやったら幾らになるとか、3パターン、4パターンぐらいで出していただければ、イメージとしてもこちら側も話が進めやすいというのですか、絵にえがきやすいのです。それをこちら側でもっともっとどういうふうなものが現実性があるのかというのをここである程度煮詰めていくといいのかなと思うのですけれども。

石田委員 ちょっと補足しておく。私が思っていたのは、施設をつくる

というのは、極端に予算的にはかけないと。だから、あくまで用地取得を最優先で考えて、一番金のかからないのは、公園や何かだろうと。公園と道路つくるぐらいで、あとは何もつくらなくていくぐらいが精いっぱいではないかと。この上にまたコンベンションセンターとかいろんな施設をつくるということになると、また膨大な金もかかるし、その後の維持費もかかるわけですね。だから、ちょっとそれは考えないでという意味なのですけども。

向口委員 私も基本そういう線がいいと思うのです。ただ、そのときには、では道をどのぐらいにどうするのかとか、もうちょっとパターンを変えて出したらどうなのかなというふうに思ったのですけれども。基本は一緒です、余り特別なことはできないと思いますので。

委員長 今回の案、具体的といいますか、例えばAの案とか、Bの案とか、Cの案というようなものをつくっていただいて、それにお金的な、今固定資産税の踏み方で踏んでもらって、これが幾らですよ、このコースが幾らですよというようなそういうふうな方向をやっていただいて、この委員会でそれらを討議して、今度は正式にお願いするとか、そういうふうな方向ではまずいのですか。

企画部長 方法としては、方法の1つかなと思います。幾つかのパターンで、平たく申し上げますと、あくまでも絵の段階でというご理解をいただきたいと思いますが。

堤委員 個人的に思うのは、絵をかくことはこれはもう自由で、どんな絵でもかけると思うのだけれども、やはりその後のことを考えると、国が売却をするとしているその条件、これが変わらない限り

は、とてもではないけれども、絵にかいたもちで終わってしまうという。仮に石田さんの意見を取り入れて公園にしようと言ったって、仮に150億円かかると。

〔「そんなにはならないと思うのだけれども」〕

〔「3分の1で済むのだよ」と言う人あり〕

委員長 東町入れてありますからね、241億円というのは。

堤委員 だから、全体の計画を示すわけでしょう。部分的な購入というのは、国側が条件としては認めてないわけだから。

〔「両方一緒という意味」と言う人あり〕

委員長 別々でしょう。

企画部長 別々です。東町は東町、駅のほうは駅のほうということですね。

堤委員 では、122億円だけ考えればいいということ。

委員長 そうということ、とりあえず。

堤委員 それにしてもやっぱり国が提示する条件が今よりも変わらない限りは、ちょっと難しいでしょうね、どういう形にしても。

企画部長 やはり最終的には、今のご提案の絵はかくことはやぶさかではありません。それが堤委員さんのおっしゃるように、国の条件とどこでマッチさせるかですね。その辺だと思うのです。ですから、それは我々の仕事になるわけですけれども、入間市としてはこう思っているのだけれども、国はどうなのだという作業が。今の段階ですと全く条件が緩和されてないわけですから、そのあたりです。

齋藤委員 先ほどのいろいろ意見聞いているのですけれども、先ほど石田

委員がおっしゃったのは40億円というお話ですよ。堤委員がおっしゃるのは241億円。

〔「全体」と言う人〕

齋藤委員 全体ですね。これを10年で返還すると、そういうことですよ。

そうすると、今言ったように、例えば石田委員がおっしゃったように、起債で40億円とかそういうことですよ。だから、私自身は、先ほどから絵をかいてどうこうというあれがあるのですけれども、例えば40億円を10年間で4億円ずつどうしたら返済できるかとか、今堤委員がおっしゃったように、今度24億円です、10年間で返済すると。もっともっと現実的な発想でいかないと、今絵にかいてもっともっとこれを圧縮するということでしょう。そういう意味ではないですか。例えば、商業地域に何をやって、それで利益を生み出して、40億円なりまた今の二百四十何億を返済していくというそういう意味で話しているのではないですか。

石田委員 私はそういう意味ではなくて、あくまで駅前のほうだけ、東町のほうは抜いての話。駅前のほうの用地の話で全体が今122億円という、そのうち公園で買うという国のほうの処分条件があるじゃない。処分条件の中で公園でやると3分の1の時価で売り払いしてもらえるとということになると、3分の1だから40億円ぐらいでできるのではないかと。それで、40億円、それはどういうふうにするか知らないけれども、国のからいろいろ関係して金を借りると10年で返済しなさいという話になるのです。市中銀行だったらもっと延ばしてもいいのかなという感じもするのです、20年と

か。だから、その辺を交渉の余地もあると思うので、私は市中銀行か何かでもうちょっと単価を下げれば現実的になっていくのかなという。

堤委員 確かに公園というのも1つの考え方でしょうけれども、仮に公園だったら、では入間市が買う必要ないのではないか。国で勝手にやってくださいと。

〔「市民は可能性ありますね。道路だけ、  
そんなと思う人はきっといますね」  
と言う人あり〕

堤委員 要するに都市計画上いい場所だから、こういう形で入間市の将来像を描いていこうということであれば、ある程度の賛同もあるのでしょうか、公園にするのだったら、国が勝手に使ってもらっていいではないかという話になってしまうと思うのだけれども、そこまで入間市が財政負担する必要が果たしてあるのか。

それともう一つ、これ過去に市民アンケートみたいなのあるのですか、留保地の処理の関係について。

企画部長 この留保地についての意識調査は、直接的には仕掛けたことはございません。

委員長 これで最後にしましょう。

山本委員 2つほどお聞きしたかったですけれども。

まず、1点目なのですけれども、今石田委員さんからお話に出たように、市駅の側を先行して具体化するという事自体について私も反対ではないのです。少しでも取りかかりつくらないと、

多分話進まないというのはあるなというのは思ったのですが、国のほうが今非常に財政逼迫していて、税制の論議の中で無駄を省くとか、資産の売却のほうが先ではないかという話が今出ていますね。そういう状況でいくところの大口返還財産の処分条件ですよ。私たちが求めている方向とは違って、逆に売却条件厳しくなってしまうのではないかという心配をちょっとしているのです。これ余り政党の名前出してはいけないのかな。例えば、民主党が政権とっていて参議院過半数足りないと、みんなの党さんと連立すれば、そういう意見に流れてしまうだろうなという心配をしているわけです、高く売れという主張されておられるわけで。そうやってきたときに、時間的な余裕の部分も含めてどうなのかなという心配をちょっとしているのです。これ自体もう仲立ちの話なので、ここで気をもんでも仕方がないのかもしれないのですけれども、方向性として、市駅の側の話は早く煮詰めていこうという部分は基本的に賛成だし、できるだけ安く地面を買える方法を考えようというのも基本的には賛成なのですけれども、東町側のことについても基本線は固めておかないと、国で勝手に言われてしまって、それこそ宅地になってしまったみたいな話とかという状況は、地域の意向で考えるとなかなか難しい。警察署の跡地すらなかなか買い手がつかないので、買い手がついてくるかどうかというのはちょっとわからないですけれども、やはりどちらかに傾斜してやるとしても、全体像としての考え方、基本線としての方向性はセットで出しておかないと、片方を勝手に処分され

てしまったり、条件がもっと厳しくなってしまうりするようなことがあると心配だなと思っているのですけれども、その辺ご所見聞いても仕方ないのかもしれませんが、お考えいかがですか。

企画部長 大きな意味の考え方を申し上げますと、これは再三話にも出ている部分ですが、入間市駅前側については、入間市の顔という部分を生かしていきたいと。そして、東町側については、今も副委員長さんのお話のありましたように、広い意味の公園、あるいは緩衝緑地、こういったところで市民の憩いの場所ということで位置づけをしていたわけです。これは現在もスタンスは変わらないわけなのです。ただ、その裏づけとなるやはり財源問題をどう調整すれば実現できるのかというのが物すごく大きな課題なわけなのです。現在までの考え方はそういったところです。

以上です。

山本委員 大体わかりました。

あと、市駅の側で公園でというお話が今石田委員から出ていたわけで、私も基本線それでいいのかと。余り箱をつくるというご時世でもないし、基本もうあれだけうっそうと緑あるわけだし、公園でいいのかなという気はするのですが、1点ちょっと気になっていたのが、本会議で答弁があったかもしれませんが、市民会館、公園の上に建っているのも、あれ増築きかないのですよね。老朽化もいずれ進んでいくわけで、例えば代替地をここに求めるとかといったようなことあわせて考えに入れたほうがいい



のかどうかみたいな部分ですよ。何もつからないという選択もありますけれども、市民会館だけはここにつくろうとかといったような選択肢。うちの公共施設のストックを考える中で、ここに土地を求めることを考えたほうがいいものというのがあるのかなというふうに思うのですけれども、その辺のお考えはいかがですか。

企画部長 ただいまの例えばの市民会館の部分ですが、国に20年に示した案の中にも、公共施設のゾーンということでは、具体の施設は別として、そんな意味合いの部分は位置づけはさせていただきます。

以上です。

委員長 時間もかなり経過していますので、この辺で今後の留保地についてどうしていくか、その辺のところをまとめといいますか、どうしていくかということなのですからけれども。

今の議論の中から言いますと、ある程度今まで中間報告で出ていたゾーンの方向で言いますと、ここに価格があると。内容には、これではとても買えないという意見も出ているというそういった中で、ゾーンをまた見直して、道路を含めた公園あるいは公共施設をつくる場所とかそういうものをまず絵に案としてかいてもらって、この程度だとこの辺かかるのだと、この程度だとこの辺かかるのだと、そういうものをつくっていただいて、留保地の関係は今後進めていったほうが進めよいかないかなという感じは持っているのですけれども、その辺でよろしいですか。どうですか。3案ぐらいつくっていただいて。そんなぐあいで今後進めたいと思

ますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

では、次に騒音問題の関係についてですが、ご協議をいただきたいと思います。先ほどの資料でいきますと、騒音の関係出たわけですが、今後どうしたら基地対策協議会として騒音問題を取り組んでいくか。そういうご協議をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

野口委員 今深刻なというか、問題になっているのは、入間基地の東町あたりか、横田基地の狭山台なのか。私は住んでないのでわからないので、どっちなのか。

委員長 私のほうから言いますが、前は入間基地も横田基地も含めてという話だったのです。

野口委員 だったのだけれども、深刻というか。同じ。

〔「両方です」と言う人あり〕

堤委員 この騒音の内容については、飛行機の機種によって大分違うと思うのですけれども、これは過去のデータでどんな飛行機が飛んでいるのかというのは、何か資料ありましたか。

企画課長 機種別にとった調査はございません。しかしながら、それぞれの横田基地あるいは入間基地に配備されている飛行機というのはわかりますので、そういった飛行機の訓練で騒音が生じているということは予想できます。

堤委員 例えば、機種によって要するにエンジンのパワー違いますね。だから、最大ここに表示されているような騒音が測定されている裏づけとして、どういう飛行機が飛んだときにこの数字が出るの

かというのは必要ですよ。例えば、飛行機が将来的にエンジンの改良があってもっと低音のエンジンが搭載されるようなそういう方向性があるのかどうか。軍用機だからなかなかその辺は難しいと思うのですけれども。例えば、機種とエンジンの出力の関係、そういったものがもしわかれば、何か参考になると思いますけれども。

〔資料1に出ていますね。資料1のところ、基地の概要が載っているの。これだけではないと思いますけれども〕という人あり〕

野口委員 騒音問題で目標は、防音工事区域外ですごい悩まされているところの救済だと思うのですけれども、それでいいのですか。つまり、全部を含めてうるさいから飛行回数を減らしてくれみたいなそういったことを含めたものなのか。私も2カ月置きにあるのでわからなくなっているのだけれども。この騒音問題のねらいというのは、区域外を救済ですか。それとも、区域内であつてもうるさいところは要請するとかそういったことまで含めて。

石田委員 私が思うには、1つは、金子のほうの横田の関係はたしか狭められたのですよね、前と比べると。狭くなってきているので、その辺の不満があるのかなというので、それが1つ心配。

もう一つ、入間基地の関係は、まだそこは狭められていないけれども、これで狭められる可能性も出てきていると。一方では、民間も飛行場は私はたしか70Wだと思うのだけれども、70Wの区

域まで広げているのではないか。だから、そういった点からすると、実際に75Wだろうと70Wだろうと、そんなに極端に変わるわけではないのです。それが分けられているから、できるなら広げる方向で考えてもらうのが1つの課題なのではないかなと。狭められるというのはとんでもない話だということなのかなと。

委員長　ほかにありますか。

今の話でいきますと、今まで騒音の区域内になった以上にふやしていく、基地対策としてはふやすべきだという要望なりなんなり出すというそういうこと。

石田委員　民間飛行場でやっているところまで、自衛隊の基地だろうと、横田基地だろうと、その辺までは広げるべきではないかという。

委員長　そういうことですか。

堤委員　今資料の2を見ているのですけれども、素人考えでも、75Wのエリアがこういうのこぎりみたいな感じで線引きがされるというのは、ちょっと常識では考えにくいのですけれども、飛行機がこういう飛び方をしていればあり得るのでしょうかけれども、まずあり得ないですね。ということは、この中にぐっと入り込んでいるエリアのところは、恐らく測定外なのですかね。測定されているエリアではないから、この資料の1のこういった線引きになっているわけです、75Wが、エリアから。普通飛行コースからいったら、こういう刻み方というの考えにくいですね。

委員長　その辺はどういうふうになっているのですか。

企画課副主幹　こちらの線引きにつきましては、既存の道路等で線引きを

しているということで、このような形のぎざぎざといいますか、  
そういう形になっているというのを聞いております。

堤委員 飛行コースと道路というのは関係ない。便宜上道路で分けたほ  
うがわかりやすいということはわかりやすいのでしょうかけれど  
も。特にこの周辺に住んでいる人たちは、なかなかこれでは納得  
いかないですね。この辺の背景がもし具体的に情報としてとれ  
れば、こういう理由でこういう線引きになっているのだという。

委員長 その辺は答えられます。

企画部長 これ当時線引きをしたときの状況の話ですけれども、先ほどの  
最初にお配りさせていただいた資料27、これ直線ですと真ん中  
の線がありますけれども、これから両方に左右に振ってエリアを  
決めるわけです。そのときに、先ほど副主幹が申し上げましたよ  
うに、同じところで線を引けば地図上は引けるでしょうが、防衛  
とすると、やはりそれはある区切りをして、道路なりで線を引く  
と、引かざるを得ない、実際には。そういう作業をしているとは  
私のほうも承っています。そうすると、では道の向こうとこっち  
で音が違うのかという現実の話があるわけなのですが、防衛の論  
とすると、どこで線を引かなくてはならないと。そういったとこ  
ろから、便宜上、境目と思われる道で線を引いていると、そうい  
うふうに話は聞いております。

以上です。

堤委員 それが例えば75Wのエリアが本来であればここなのだけれど  
も、道路がこっちにあるのでちょっとふくらんで取り込んでいま

すよということであれば、地元の方はそれだけメリットがあるということなのだけれども、逆に入り込んでいるために本来このエリアは75Wという測定のエリアなのだけれども、道路がたまたまこうなっているからここでカットよというこういうやり方は、確かにどこで線引かなければいけないのだけれども、少し膨らんでエリアを設定していくのであれば、これは地元としてはそれだけのメリットがあるということだよ。それが逆に絞り込まれているのであれば、その分だけカットされているという話になってしまうわけです。その辺の内容が絵だけではわからないので、道路で区切っていますよということも話としてはわかる。だけれども、その道路から外れたところが実際は75Wだった場合に、それはある意味では不平等ということになりますよね。

企画部長 ただいまの堤委員さんの部分でございしますが、この線引きをしたときの経過を当時聞いてみたこともあるのですが、個々のポイントは私も確認はしていませんが、話の中では、75Wなら75Wのところをフォローできるようなところで線を引くわけです。そのところでのりしろの外側の部分で道路で区切っているという状況の説明は受けたことがあります。

以上です。

堤委員 わかりやすく言うと、おまけしているという。

企画部長 ややそういう話は聞いています。

堤委員 その上に学校がありますよね、この白地のところ、この絵でいうと。これは学校ではないのかな。東町小と豊小、これは防音の

対象にはなっていないのかな、学校自体。

企画課副主幹 こちらの図面は、住宅防音工事ということで一般住宅に対しての区域でございますので、そのほか学校等につきましては、こちらは防衛省のほうの補助をいただいて工事はしてございません。

委員長 よろしいですか。

堤委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

委員長 ないようですので、今後この騒音の問題、どう特別委員会で進めていくかある程度具体的なものにいかないと、3月までにまとまりませんので進めたいと思いますが。

意見の中にもありましたが、縮小されたというものが、どの程度縮小されたかわかりませんが、現在の線からもっとあったわけだと思う、縮小されたということであれば、大きくしてくださいという特別委員会としての防衛省なりなんなりに要望なり出すというような方法は可能なのですか。

企画課長 それは特別委員会名として要望することは可能と思われます。

石田委員 この入間基地の関係なのですけれども、この図面、資料2のところのを見ますと、昭和58年12月24日の告示になっているのです。それから大分時間たっているので、いずれにしろこれから、場合によっては、75Wの外れたところを少し調査してみたらどうなのかなと。騒音の調査してもらって、それで75Wのところに加える

べきなのか、あるいは実態もその辺を調べてみる必要ある。いずれにしても、機種もかなり変わってきているし、飛行回数も変わってきているだろうから、少なくとも昭和58年の段階だと大分大きな時期が過ぎていきますので、そこを調査してもらったらどうかと思うのですけれども。

委員長　　今のは可能ですか。

企画課長　現段階で、きょうの時点ではお答えできませんが、防衛局のほうと調整はさせていただきたいと思います。

石田委員　だから、もし騒音器や何かもうずっとつけるということではなくて、1年なら1年間ということでレンタルで借りて設置するとか。そうすれば、それほど極端な費用はかからないのではないかなと思うのです。一応そういうことでお願いしたいと思います。

企画課長　それでは、それらの意見も踏まえて防衛局のほうと調整をさせていただきます。

山本委員　たしか前回、横田基地を見学するかしないかみたいな話もあったと思うのですけれども、私個人の話をするとなあれですけれども、うちは75Wの対象地区の中に家があります。ただ、借家なので対象外です。非常にうるさいです。それはともかくとして、近所の人の話として、75Wの地域を見ていても、2丁目入っているのに何で6丁目入らないのみたいな話あるわけです、行政道路で切っでしまっているわけですから。6丁目とか3丁目の方からすれば、何で道路一本でうち対象外なんだみたいな話を結構聞かれたりもするし。ということから考えると、入間基地はこの前行きました



ので、横田も足運んだ上で、例えば豊岡東地区の区長会長さんだとか、金子地区の区長会長さんあたりに住民の皆さんの声ということで意見聴取したらいかがですか。それを踏まえて要望を出すような形でお運びになったほうが、より実感のこもったような要望書なりなんなりになるのかなというふうにもこの点に関しては思うのですけれども、その点いかがでしょうか、委員長。

委員長 今の話は出ます。

企画部長 地元の方々のご意見を伺う機会をつくったらどうかと、こうい  
ったことでしょうか。

山本委員 委員会としてお招きするなり、あるいは出向いていってお話を  
聞くなりという方法は委員会としてとれると思いますので、行政  
は行政として当然日ごろからやっていただいていると思うので、  
委員会として要望書出すわけですから、委員会として住民の皆さん  
の声というのも、全員からは聞けませんから、一定の取りまとめ  
をしていただくという前提ですけれども、地元の代表者なりの  
皆さんのお声というのを委員会として聞いた上で、要望するなら  
するで要望書をつくるとかといったようなことがあってもいいの  
かなというふうに思ったので、執行部からのご意見というよりは  
委員の皆さんのご意見をお伺いしたいなというところなので。

委員長 今山本委員の話なのですけれども、皆さん何かありますか、こ  
の件に対しまして。

堤委員 考えとしては別に否定できるものではないのですけれども、例え  
ばその範囲をどこまでどういう人に聞くかというのは非常に難し

いと思うのです。それよりは、我々が75Wの音を実際に聞いてみようかと、どういう音なのか。80Wになったらどういう状況なのか。よく地下鉄の車内だとかそういう表現がありますけれども、ただ数字だけで漠然としたものですよね。

委員長 その後対応していくと、要望書なりなんなり出すとかという意味で進めてしまっているのですか、今の堤さんの話だと。

堤委員 機会があれば、実際に聞いてみて。

委員長 聞いてみて、そしてこれはもっとエリアを広げるべきだとか何とかということもそこへ含めてきての話に行くわけですね。

堤委員 現地調査です。

向口委員 私、ちょっと不勉強な部分もあるのですが、防音工事をするしないというのは、昭和何十何年に越してきた基準の年があるのですよね。その年以降に越してきたとか、住み始めた方にはそういうのはないととらえてよろしいのでしょうか。

企画部長 ただいまの向口委員さんの部分でございますが、先ほど来お話が出ているこの絵、ここで告示がされているわけです、昭和58年12月24日と。この告示以前にあった住宅は、防音の対象にしますと。それ以後に新築された住宅は対象外ですというのが現実なのです。ですから、そこら辺我々も、いわゆる告示後住宅と呼んでいるのですが、告示後住宅を救済してくれと。これは従来防衛に対して要望しているわけなのです。

ところが、これは国の言い分ですが、入間基地と横田基地だけではないと、日本中あるのだということで、なかなかそれは採用

していただけないのが現実なのです。ただ、その辺も我々としては引き続いて要望はしているのが実態です。

以上です。

〔「それはいいこと聞いた」と言う人あり〕

委員長 よろしいですか。

時間のことばかり言ってはあれなのですが、もうかなり時間がたっていますので。今後、騒音問題につきまして、今いろいろ意見があったわけですが、その中でエリアが狭まったということで広くお願いをするという1つの意見、そして1つは58年以前に建った住宅は対象、その以後だと対象外ということの説明あったわけですが、それらの基地対策として要望を出すのかということですね。そんなことともう一点は、まずは肌で感じようということですね。現地視察をどうだという3点ぐらいかなという感じがあるのですが、この辺で皆さんの中でどうしたらいいでしょうね。

石田委員 いずれにしろ、現地を1度調査して、その結果で、これではやっぱり変えたほうがいいだろうとかいう意見がまとまれば、そこでまとめたらどうですか。

委員長 今そういう意見もあったのですが、いかがですか。現地調査をまずはして意見を調整すると。よろしいでしょうか。

齋藤委員 その現地調査というのはどの辺を考えているのですか。

石田委員 1つは、75Wに外れている区域と入っている区域の境で、齋藤さんのうちのほうとか、ちょっと外れるところとか、駅の近くだとか、そういうところを何カ所か見て、どのぐらいの騒音の違い

があるのか、その辺も。簡単な測定器あるというから、そちら持っていけば違いがわかるのではないですか。

委員長 測定器持ってですか。

石田委員 簡単でいい。

委員長 借りられますか。

企画部次長 環境課にこのぐらいのあります。その場に行って三脚につけて、レコーダーが必要ならレコーダーで書けるかと思います。もしあれだったら環境課の職員に同行願って。ただ、W値と騒音というのは別のものですから、その辺認識していただきたい。例えば、ばあっと来て85デシベルだけれども、W E C P N Lというのは、それだけで決まるものではないので。朝飛んだ、夕方飛んだ、夜飛んだ。暗騒音、今録音の騒音が幾つなのか、そういったのを総合的に評価して出しますから、ただ単にピークレベルだけとって、ここは75Wだ、80Wだというのはちょっと。ただ、参考にはなります。

委員長 では、基地対策としては、騒音の問題は、まずは現地調査といえますか、現地へ立ち入ってやっていく方向。そして、その後は要望書なりにつながっていくというような状況でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

委員長 それでは、そんな方法で行きたいと思います。

次に、その他なのですが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長     なければ、その他を終わりたいと思います。

              それでは、次回の日程についてなのですが、この辺はどういた  
しましょう。現地調査ですか。

                  〔「正副委員長に一任」と言う人あり〕

委員長     一任でよろしいですか。

                  〔「決算なんかあるから、うまい日程を」  
                  と言う人あり〕

委員長     よろしいですか。では、事務局と、場合によったら企画課とも  
相談しながら正副に一任させてもらってよろしいですか。

                  〔「はい」と言う人あり〕

委員長     では、そんなくあいをお願いします。

                  ほかにありますか。

                  〔「なし」と言う人あり〕

委員長     なければ、会議を閉じます。

△ 閉会の宣告（午後 3時30分）

委員長     これをもちまして、基地対策特別委員会を閉会といたします。

                  本日は大変ご苦労さまでした。

△ 署名

                  以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

                  基地対策特別委員会委員長 金子 俊 雄